

3 教職課程受講の手続き

(1) 教職課程の申し込み

教職課程の申し込みは1年次に行います。2年次以降の申し込みが出来ませんので注意して下さい。

申し込み希望の学生は、「教職課程申込書」を下記の期間中に提出して下さい。

後日、「履修料振込依頼書」を配付するので受講料を納入した時点で手続き完了となります。

- ・提出期間 平成22年4月12日(月)・13日(火) 14時から16時30分まで
- ・提出場所 教育学研究室 伊東捷夫教授(2号館2階の研究室)

(2) 教職課程受講料

- ・1免許教科 120,000円 例1) 食品香粧学科及びアクアバイオ学科で中学一種理科、高校一種理科を申し込んだ場合
(1免許教科で、120,000円となります。)
- ・2免許教科 140,000円 例2) 産業経営学科で中学一種社会と高校一種公民を取得した場合
(2免許教科で、140,000円となります。)

4 修得科目について

(1) 教育職員免許状取得のための前提条件

○教育職員免許法施行規則第66条の6について

教育職員免許法施行規則第66条の6により以下の科目を必ず修得しなければならない。「英語(一)」、「情報基礎(一)(二)」、「スポーツ・レクリエーション(一)・(二)」の学部共通科目と「日本国憲法」の教職開講科目。

○介護等体験について

平成9年に「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」が公布され、平成10年度以降の大学入学者が小学校および中学校教諭の普通免許状を取得する場合、免許取得の要件として障害者・高齢者等に対する介護・介助やこれらの者との交流等を体験する「介護等体験」が加わりました。

卒業時に中学校教諭の普通免許状取得を希望する学生は4年次までに「介護等体験」を終えていなければなりません。本学の学生は3年次以降になると卒業論文や就職活動、教育実習等で時間が取りにくくなるため、2年次に介護等体験実習を行いません。実習への派遣条件として2年次 前期配当「福祉概論」の出席状況を加えますので必ず履修して下さい。

介護等体験に関する説明会および事前指導は1年次から行いますので、中学校の教員免許状を取得する学生は**掲示等**を見落とさないようにして下さい。

○教育実習派遣の条件

i) 「教職概論」「教育原理」「教育心理学」「日本国憲法」「スポーツ・レクリエーション(一)・(二)」の合計10単位を3年次までに修得済みであること。

ii) 派遣までに必要な教育実習オリエンテーションを受講済みであること。